

## 廃棄物継続搬入承認書

申請者 一  
住 所  
氏 名 様

年 月 日に申請の事業系一般廃棄物の継続搬入については、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、下記の搬入条件を付して、申請書のとおり承認する。

年 月 日

高座清掃施設組合組合長

印

地 区	市 分
搬入条件	
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物を搬入する場合は、この承認書の原本又は写しが必要です。</li><li>・ この内容に変更が生じた場合は、速やかに廃棄物搬入承認事項変更届出書（第5号様式）を提出してください。</li></ul>	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高座清掃施設組合組合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として（訴訟において当組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。